

令和4年3月福島県沖地震災害義援金の募集について

【趣 旨】

令和4年3月16日の福島県沖地震により福島県内及び宮城県内では人的及び家屋への甚大な被害が発生し、2県の市町村に災害救助法が発令されました。

新潟県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に下記のとおり振込手数料が無料となる義援金口座を開設したので、お知らせします。

記

1 義援金の名称

「令和4年3月福島県沖地震災害義援金」

2 受付期間

第四北越銀行 令和4年4月 1日（金）から6月30日（木）まで
大光銀行 令和4年3月31日（木）から6月30日（木）まで

3 口座番号

| 金融機関名 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------|------|-------------|--------------------|
| 第四北越銀行 | 白山支店 | (普) 1660049 | 社会福祉法人 新潟県共同募金会 |
| 大光銀行 | 新潟支店 | (普) 3043002 | |

(注) 上記の同一銀行の本店又は支店間の送金のみが無料となり、異なる銀行間の送金は有料となるので留意してください。

4 義援金の送金

お預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金します。

5 税制上の取り扱い

税制上の優遇措置を希望される場合は、阿賀野市共同募金委員会へご連絡ください。（電話：67-9203 ファックス：67-9204）

6 その他

福島県及び宮城県の共同募金会でも義援金の募集を行っています。

各共同募金会の義援金募集は以下のページで確認できます。

○福島県共同募金会 <https://akaihane-fukushima.or.jp/publics/index/76/>

○宮城県共同募金会 <http://akaihane-miyagi.or.jp/news/1985>